

令和 8 年

寒河江市農業委員会第 3 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第3回総会

日時 令和8年3月25日（水）午前9時00分
会場 寒河江市役所 1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	15番 奥山浩二	16番 布施功子
17番 片桐道雄	18番 木村三紀	

欠席委員

14番 高橋博

事務局

事務局長 渡邊健一	事務局長補佐（総括） 高子英晴
事務局長補佐（農地担当） 日下部靖広	農地係主任 土田修
農地係主任 芳賀遼太郎	総務係主任 清野倫

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）農地の用途変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第8号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

- (3) 議第10号 農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について
- (4) 議第11号 寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について
- (5) 議第12号 寒河江市農業委員会規程の一部改正について

開会 午前 8時57分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第3回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、6番郷野委員、15番奥山委員にお願いします。次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですが、事務局からありませんか。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第8号から議第12号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第8号 「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第9号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第10号 「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」
- (4) 議第11号 「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」
- (5) 議第12号 「寒河江市農業委員会規程の一部改正について」

以上、議第8号から議第12号までを一括上程いたします。

木村議長 次に、議事参与の制限ですが、議第8号「農地法第3条の規定による許可処分について」、私18番木村、議第10号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、4番西尾委員、8番氏家委員、10番大泉委員、11番鈴木委員の4名が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。

片桐会長職務代理者 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る3月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査をしました。

なお、現地調査の案件はありませんでした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時35分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時35分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第8号「農地法第3条の規定による許可処分について」、私18番木村が関係委員になっております。農業委員会等に関する法律第5条第5号及び農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、関

係委員は退席します。

(関係委員退席) (議長交代)

片桐会長職務代理者 木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、安孫子委員。

安孫子委員 9番、安孫子です。

議第8号「農地法第3条の規定による許可処分について」、7ページをご覧ください。順位23番。

(議案書順位23番朗読)

場所は、日田中向の水汲み場を入ったところになります。借人はぶどうやさくらんぼを多く栽培しており、この場所にはぶどうを新植し、雨よけハウスも新設する予定とのことです。

3月14日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断いたしました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位24番。

(議案書順位 2 4 番朗読)

場所は、本楯公民館前の道路を東へ進んだ突き当たり付近になります。畑は普通畑として利用されていました。借人もこちらの畑を普通畑として利用する予定とのことでした。

3月14日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断いたしました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。
続きまして、順位 2 5 番。

(議案書順位 2 5 番朗読)

場所は、チェリーランドの前の道路を西へ進み、左側にある農地になります。現在、田んぼになっておりますが、畑にして梅を新植する予定だそうです。周辺の農地も樹園地となっております。3月14日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。申請どおりであれば問題ないと判断いたしました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。
続きまして、順位 2 6 番。

(議案書順位 2 6 番朗読)

場所は、古河江の高速道路の側道に面した場所になります。この田んぼは耕作する際、コンバインなどの大型機械が入れず、去年は手刈りで稲刈りをしたとのことでした。三角の田んぼで条件が悪い場所ですが、近くにも譲受人の農地が多くあり、3月14日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。申請どおりであれば問題ないと判

断いたしました。

事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。
続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、芳賀委員。

芳賀委員 13番、芳賀です。
7ページをご覧ください。順位27番。

(議案書順位27番朗読)

西根・三泉地区の案件につきましては、すべて3月17日に農業委員・推進委員全員で現地を確認しております。

順位27番の所在は、県道天童大江線がありまして、この南側が中向に位置しておりまして、紫色の部分が譲受人のさくらんぼ、赤色の部分が今回の申請地になっております。譲受人の経営規模拡大や利便性が図れるということでありまして、譲渡人の申請事由は労力不足ではありますが、終活の一環で農地を処分したいということでありました。以上のようなことから、何ら問題はないだろうと判断いたしました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。
次のページをご覧ください。順位28番。

(議案書順位28番朗読)

場所は、三泉から河北町へ向かう県道の十字路、左側に進むと三泉支所があって、右側に進むと溝延へ行く、その交差点の近くになります。赤色の部分はその申請地になりまして、一番下の部分がハウスになっております。再契約という内容ですので、既に耕作しております。ハウスの右上の三角のところと、その道向かい、そして三泉から河北町へ向かう県道の左側にある圃場になります。借人は39歳でありまして、若手のホープでもありますし、これからも引き続き農業を展開していくということにつきましては、何ら問題ないだろうと判断いたしました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。続きまして、順位29番。

(議案書順位29番朗読)

場所は、先ほど説明しました三泉から河北町へ向かう県道、左側行くと三泉支所、右側に行くと溝延へ行く、その道路を河北町の方へ向かいまして、道路沿いの三角のところ、こちらは桃畑になっておりました。ここは、以前三泉で就農していた方が離農しまして、その後、XXXXXXXXXXが引き継ぐというような形になっております。XXXXXXXXXXは河北町の方でも農業を展開しているということでしたので、何ら問題はないだろうと判断いたしました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。続きまして、順位30番。

(議案書順位30番朗読)

場所は、入倉の集落の南西側になります。昨年まで貸人が耕作していましたが、自宅から遠いことや経営的にも大変だ

ということで、今回の案件になったということでもあります。
借人は若手のホープでありますので、ここを耕作するという
ことについては何ら問題ないと判断いたしました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございました。
続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、後藤委員。

後藤委員 3番、後藤です。
8ページをご覧ください。順位31番。

(議案書順位31番朗読)

場所は、かもだ酒店から長生園の方へ向かいまして、道路
際の間あたりになります。東側の方にある場所であります。

3月13日、柴橋地区の農業委員・推進委員で現地を確認
してまいりました。元々耕作していた場所ですので、何ら問
題ないだろうというような意見であります。

続きまして、順位32番。

(議案書順位32番朗読)

場所は、工業団地の南側になります。申請事由は再契約と
なっておりますので、今までどおりであれば何ら問題ないだ
ろうという意見であります。

順位 35 番について、3 月 15 日、白岩地区の農業委員・推進委員全員で現地確認を行いました。

申請地は、白岩地区の国道 112 号バイパスの南側に 1 筆、北側に 1 筆となっております。なお、青色の農地は譲受人が耕作している農地です。本件は、譲渡人の後継者として農業を経営する人がいないため、終活の一環として行われる農地売買とのこと。譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、引き続き水稲及び畑として耕作する予定とのこと、周辺農地への影響はないと考えられます。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 23 番から 35 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願い

します。

(発言なし)

片桐会長職務代理者 意見がないようですので、採決いたします。
議第8号「農地法第3条の規定による許可処分について」、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

片桐会長職務代理者 全員賛成ですので、議第8号は、原案のとおり決定いたしました。

片桐会長職務代理者 議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

片桐会長職務代理者 関係委員に申しあげます。議第8号は原案のとおり決定した
ことを報告します。
議長を木村会長と交代します。

(議長交代)

木村議長 次に、議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申
請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地
調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。
寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員 はい、議長。

木村議長

はい、安孫子委員。

安孫子委員

9番、安孫子です。

議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、11ページをご覧ください。順位5番。

(議案書順位5番朗読)

場所は、本楯の沼川沿いから少し入ったところになります。借人は現在アパート住まいですが、4月に子どもが生まれる予定ということで、住宅の新築を検討し、妻の実家の隣接地に計画したとのこと。また、借人の[REDACTED]は貸人の孫ということ。現在、貸人は施設に入っており住所が変更されております。住宅地の中の農地になります。

3月14日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断しました。

事前審査会、本日の地区審査でも異議ございませんでした。続きまして、順位6番。

(議案書順位6番朗読)

場所は、高屋新屋敷の東北電力の鉄塔が立っている農地になります。庄和農園の事務所近辺になります。その隣には自己所有の倉庫が隣接されています。稲作事業の推進のため、乾燥機等を入れるための建物を造るということです。最初は粉塵等が出るのではないかと意見がありましたが、小規模で、農地の転用に係る同意書も隣接者の方々からもらっているので、計画どおりであれば問題ないと判断しました。

3月14日、寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現

地調査を行いました。

事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位5番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位6番は、農業用施設用地への転用になっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は、原則不許可ですが、乾燥用調整施設、農業用施設への転用であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第10号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、4番西尾委員、8番氏家委員、10番大泉委員、11番鈴木委員の4名が関係委員になっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員

はい、議長。

木村議長

はい、安孫子委員。

安孫子委員

9番、安孫子です。

議第10号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、14ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長。

木村議長

はい、芳賀委員。

芳賀委員

13番、芳賀です。

14ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

本日の地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員 はい、議長。

木村議長 はい、後藤委員。

後藤委員 3番、後藤です。
14ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。

布施委員 はい、議長。

木村議長 はい、布施委員。

布施委員 16番、布施です。
18ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員 はい、議長。

木村議長 はい、眞木委員。

眞木委員 5番、眞木です。
25ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の
担い手等に貸し出すものであり、地域計画の達成に資すると
判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に定められ
た各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。

また、法第19条第3項に基づく農業委員会の意見の決定は予め会長から専決を頂いております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第10号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり決定しました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

木村議長

関係委員に申しあげます。議第10号は原案のとおり決定したことを報告します。

次に、議第11号「寒河江農業振興地域整備計画変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員 はい、議長。

木村議長 はい、芳賀委員。

芳賀委員 13番、芳賀です。

議第11号「寒河江農業振興地域整備計画変更に係る審議について」、37ページをご覧ください。

三泉地区に寒河江学園という施設があるわけですが、その寒河江学園の避難、豪雨災害やいろんな災害が想定されるわけですし、一旦、位置図をご覧ください。寒河江学園が寒河江川の畔にあつて避難通路が確保されていない。寒河江川方面にしか確保されていないということで申請がありました。もう一度37ページをご覧ください。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

先ほど説明しましたとおりに、避難通路を確保したいということで申請がありまして、3月17日に西根・三泉地区の農業委員・推進委員で現地を確認してまいりました。今回の申請につきましては、東側に豆腐屋さんがありまして、そのちょうど東側ということになります。隣接に近いということでもあります。安全確保という面では大変重要なことでもありますし、農振地域ではありますけれども、そういった意味合いではやむを得ないだろうと農業委員・推進委員で判断いたしました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。

布施委員 はい、議長。

木村議長 はい、布施委員。

布施委員 16番、布施です。
38ページをご覧ください。順位2番。

(議案書順位2番朗読)

場所は、高松陸橋の下の国道112号の少し北の方になります。[REDACTED]の自宅の北側が、昨年9月の大雨で自宅の裏手が崩落してしましまして、復旧工事の方が先に終わりましたけれども、これは先月の案件で地域計画から除外となったところなんです。今回は、その場所が農業振興地域からの除外という案件で出ておりまして、その場所は先月、農業委員・推進委員で調査をしておりまして、本人ともお会いできまして、いろいろお話を聞くことができております。そういったことから、何ら問題ないと判断いたしました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位1番は、三泉地区にある社会福祉法人寒河江学園が避難通路を整備する計画となっております。農振農用地区域から除外後、農地転用申請となります。申請地は、寒河江学園の北側に位置する農地です。農振農用地区域から除外がなされた場合、農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は、原則不許可ですが、既存施設に接続しており、許可申請がなされた場合、許可できると考えます。

順位2番は、災害復旧のための法面の工事の計画となっております。申請地は、先月の2月に農地法第5条第1項の規定による許可申請と地域計画からの除外を行った農地です。追認の申請になります。先月にも説明しましたが、本来であれば農振農用地区域からの除外の手続きを経て復旧工事を実施するところですが、緊急性があり復旧工事を行ったところでは、農林課農振担当と村山総合支庁農業振興課との間で協議が整った上で復旧工事を行っています。先月の許可申請を進達したところ、県から転用許可を得る上で、農振農用地区域からの除外を求められたため、今回の申請となっております。農地と集落地との境にある農地であり、集団性を阻害するものではなく、農振農用地区域から除外しても周囲に影響を及ぼすものではないと考えます。

よろしくご審議のほどをお願いします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第11号「寒河江農業振興地域整備計画変更に係る審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第11号は原案のとおり決定しました。

次に、議第12号「寒河江市農業委員会規程の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(総括)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(総括)) 39ページをお開きください。議第12号「寒河江市農業委員会規程の一部改正について」、寒河江市農業委員会規程、昭和34年農委訓令第1号の一部を別紙のとおり改正するというので、次の40ページをお開きください。こちらが別紙になります。寒河江市農業委員会規程の一部を改正する訓令、寒河江市農業委員会規程、昭和34年農業委員会訓令第1号の一部を次のように改正する。第17条第2号クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをシとし、シを削り、スをサとし、セをシとする。附則、この訓令は、令和8年4月1日から施行する。理由、農業経営基盤強化促進法の一部改正等により所要の改正をしようとするものである。ということで、続きまして、45ページをお開きください。左側が改

正前、右側が改正後になります。先ほど述べました理由によりまして、右側の「ク利用権設定等促進事業に関すること。」がなくなったこと及び「シ農用地利用集積事業に関すること。」が、農地中間管理事業に統合されたことから、これらを削りまして、右側の改正後のとおり改正するものです。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第12号「寒河江市農業委員会規程の一部改正について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり決定しました。

これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時30分

令和8年3月25日

第3回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 6番委員.....郷野富司男.....

議事録署名委員 15番委員.....奥山浩二.....